会計	課越	検算	転記		
牧	牧	蔭	✓ ✓ 44 ワタキ		

「□」内には、該当するものに「✔」を記入すること。

第14号様式（第８条関係）
（その１）

令和　7　年分
（　　年　　月　　日開催分）

収支報告書

（ふりがな）

1	政治団体の名称	せんこうかい 扇幸会
2	主たる事務所の所在地	〒531-6114　大阪市北区大淀中1-1-30-1400
3	代表者の氏名	東　忠義
4	会計責任者の氏名	今田　行彦

政治団体の区分

- ☐ 政党
- ☐ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- ☑ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☑ 2以上の都道府県の区域等
- ☐ 同一の都道府県の区域内

事務担当者の氏名

（電話）

（電話）

（電話）

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有
- ☑ 無

公職の種類　（現・候）

資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名

公職の種類　（現・候）

受付 8.3.18 収支公開室 第　号

受付 令 -8.3.10 大阪府選挙管理委員会

資金管理団体の指定の期間

年　月　日から
年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

年　月　日から
年　月　日まで

団体コード	年分	届出年月日	解散年月日	告示用コード
		R		

311770

収　支　の　状　況

（その２）

１　収支の総括表

収　入　総　額			十億			百万			千			円
						8	7	6	9	1	9	0
（前年からの繰越額）						8	7	6	7	2	4	8
（本年の収入額）									1	9	4	2
支　出　総　額												0
翌　年　へ　の　繰　越　額						8	7	6	9	1	9	0

２　収入項目別金額の内訳

(1)　個人の負担する党費又は会費												
金　額			十億			百万			千			円
員　数												

(2)　寄　附													
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　額												備　考
(ア)　個　人　か　ら　の　寄　附			十億			百万			千			円	
（うち特定寄附）													
(イ)　法人その他の団体からの寄附													
(ウ)　政　治　団　体　か　ら　の　寄　附													
小　計（ア）＋（イ）＋（ウ）													
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）													
イ　政　党　匿　名　寄　附													
合　計（ア＋イ）													

（その６）

(6)　その他の収入

摘　　要	金　　額												備　　考
			十億			百万			千			円	
この頁の小計													
1件10万円未満のもの									1	9	4	2	
合　　計									1	9	4	2	

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 8 年 3 月 10 日

政治団体の名称　　扇　幸　会

会計責任者の氏名　　今田行彦　　㊞

解散の場合のみ下欄を記入すること

（代表者の氏名　　㊞）

（備考）　1　「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

2　「（代表者の氏名）」欄は、解散の場合のみ記入すること。その場合、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。